

定 款

第1章 総則

第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人日本補聴器販売店協会と称する。英文では、JAPAN HEARING INSTRUMENTS DISPENSERS ASSOCIATIONと表示し、英文の略称はJHIDAとする。

第2条 (事務所)

本法人の主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第3条 (目的)

本法人は、社員相互の協調の精神に基づき、補聴器の適正な供給とその普及を通して聞こえの不自由者（難聴者）に対する福祉への寄与、並びに経営品質の維持・向上を目的とする。

第4条 (事業)

本法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 補聴器の普及と販売に関する調査研究
- 2) 適正な補聴器販売従事者の育成、及び補聴器技能者資格制度の確立と運営支援
- 3) 適正な補聴器販売が健全に行える店舗の指導育成と販売店認定制度の運営支援
- 4) 社員相互の情報と意見の交換
- 5) 機関誌の発行
- 6) 行政機関、各種関係団体、利用者団体との情報交換・連絡調整
- 7) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

第5条 (公告)

本法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 基金

第6条 (基金の総額)

本法人の基金の総額は、金300万円とする。

第7条 (基金拠出者の権利)

- 1) 本法人は、基金拠出者に対して基金拠出のときから10年間を経過した場合には、当該基金の返還をすることができる。ただし、一般社団法

人及び一般財団法人に関する法律（以下単に法という）の規定に従うものとする。

2) 本法人が解散した場合には、基金は拠出者に返還する。ただし、法の規定に従うものとする。

第8条（基金返還手続）

法の規定により基金の返還を行う場合は、定時社員総会においては、返還すべき基金の総額のみを決議し、その後の具体的な基金返還手続については理事または理事会に委任することができる。

第3章 社員

第9条（設立時の社員の氏名，住所）

本法人の設立時における社員は次のとおりとする。

〒811-****	福岡県宗像市	社	員	石	井	喬	志
〒571-****	大阪府門真市	社	員	安	彦	博	之
〒064-****	北海道札幌市	社	員	岩	崎	勝	治
〒003-****	北海道札幌市	社	員	石	田	貫	治
〒739-****	広島県広島市	社	員	鶴	岡	芳	光
〒031-****	青森県八戸市	社	員	阿	部	秀	実
〒981-****	宮城県仙台市	社	員	梅	津	昭	亜
〒430-****	静岡県浜松市	社	員	山	本	明	永
〒486-****	愛知県春日井市	社	員	古	垣	史	朗
〒601-****	京都府京都市	社	員	森	方	英	紀
〒930-****	富山県富山市	社	員	森	田	忠	雄

〒386-****	長野県上田市	社 員	塚 田 昭 彦
〒371-****	群馬県前橋市	社 員	池 上 正
〒320-****	栃木県宇都宮市	社 員	関 口 隆
〒227-****	神奈川県横浜市	社 員	松 島 温 之
〒702-****	岡山県岡山市	社 員	近 藤 正 人
〒780-****	高知県高知市	社 員	東 征 二
〒683-****	鳥取県米子市	社 員	福 元 儀 智
〒650-****	兵庫県神戸市	社 員	宮 永 好 章
〒903-****	沖縄県那覇市	社 員	森 山 勝 也
〒182-****	東京都調布市	社 員	小 川 行 治
〒224-****	神奈川県横浜市	社 員	瀬 部 保 夫
〒222-****	神奈川県横浜市	社 員	新 武 晁

第10条（社員の資格要件）

本法人の社員は、次の各号の条件を充足する者でなければならない。

ただし、同一店舗からは1名のみが社員となるものとする。

- 1) 本法人の基本理念と目的に賛同する自然人であること。
- 2) 店舗に勤務して補聴器の小売業に従事する者であること。
- 3) 所属する営業主体の代表者（法人代表者あるいは個人営業主）が推薦する者であること。

第11条（入会）

本法人の設立後新たに社員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。その他、入会の手続、審査については、理事会が規約で定める。

第12条（会費の負担）

社員は、総会で定める別表第1に従い本法人の会費を支払うものとする。

る。社員が既に支払った会費は、事由の如何を問わず返還しない。

第13条（退会）

社員が、次の各号の一つに該当したときは、当然に本法人を退会するものとする。

- 1) 第10条に定める資格要件に該当しなくなったとき。
- 2) 会費の支払を6か月以上怠ったとき。
- 3) 本法人が別に定める規約第13条及び第14条にもとづき除名されたとき。
- 4) その他前各号に準じる事由に該当するとき。

第14条（任意退会）

前条に定めるほか、社員は3か月前に予告することにより、任意に本法人を退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退会することができる。

第15条（社員名簿）

本法人は、法の規定に従い、社員名簿を作成して備え置くものとする。

第4章 社員総会

第16条（社員総会の権限）

社員総会は、法に規定された事項、及び、この定款の他の条項で定められたもののほか、次の各事項について議決する。

- 1) 事業計画及び収支予算の決定。
- 2) 本法人の重大な義務の負担あるいは権利の放棄に関する決定。
- 3) その他、本法人の運営に関する重大な事項。

第17条（社員総会の開催）

社員総会は、次の2種とする。

- 1) 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2) 臨時社員総会は、次の場合に開催する。
 - ① 理事会が理事の過半数の賛成により招集を決議したとき。
 - ② その他、法の規定によるとき。

第18条（社員総会の招集）

社員総会の招集は、法に別段の定めがある場合を除いて、理事長が行う。

第19条（招集通知）

社員総会を招集するには、その会議の日時、場所、会議の目的たる事

項を記載した書面を、会日の15日前までに各社員に対して発信しなければならない。

第20条（総会の議長）

社員総会の議長は、その都度社員総会で選出する。

第21条（社員の議決権）

各社員は、各自1個の議決権を有する。

第22条（決議の方法）

- 1) 社員総会の議事は、法または本定款に別段の定めがある場合を除き、代理出席を含め総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 2) 社員は、本法人に委任状を提出して代理人により議決権を行使することができる。ただし、社員以外の者を代理人とするときは、本法人の同意を得るものとする。

第23条（総会の議事録）

- 1) 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2) 議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、その他法で定められた事項を記載し、議長及び出席した社員2名以上の者が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事・監事・職員等

第24条（役員）

本法人には、理事30名以内、及び、監事2名以内を置く。

第25条（役員を選任）

理事及び監事は、社員総会において社員の中から選任する。ただし、理事若干名を社員以外から選任することができる。

第26条（理事長・副理事長・専務理事・常務理事）

- 1) 理事の互選により理事長1名、副理事長2名以内、専務理事1名以内、常務理事10名以内を選任する。
- 2) 理事長、副理事長の再任は、いずれも第28条に規定する役員任期の通算3期を限度とする。
- 3) 理事は、事務局長を兼任することができる。

第27条（役員の職務）

- 1) 理事長は、本法人を代表し、会務を統轄する。

- 2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または、欠けたときは、副理事長1名のときはその副理事長が、副理事長が複数のときは互選により副理事長のうち1名が、理事長の職務を代行する。なお、副理事長1名は、会計を担当する。
- 3) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の常務を統轄する。
- 4) 常務理事は、理事長、副理事長、専務理事とともに、常務理事会を構成し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項について決議する。
- 5) 理事は、理事会を構成し、本法人の業務を執行する。
- 6) 監事は本法人の業務を監査する。

第28条（役員任期）

- 1) 理事の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、最初の理事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 2) 監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、最初の監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3) 役員再任は、妨げない。
- 4) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5) 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第29条（役員報酬）

役員に対しては、社員総会の決議により報酬を支給することができる。

第30条（理事会）

- 1) この法人に理事会を置く。
- 2) 本法人の業務は理事会の決議に基づいて執行する。
- 3) 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とし、通常理事会を毎年2回定期に開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- 4) 理事会の招集は、理事長が行う。ただし、理事は、必要があるときは、5分の2以上の理事の同意を得て、理事長に対して理事会の招集を請求することができる。この請求にもかかわらず請求の日から45日以内の日を開催日とする理事会が招集されないときは、当該理事は自ら理事会を招集することができる。
- 5) 理事会の招集手続については、第19条を準用する。ただし、緊急の場合は期間を短縮することができる。
- 6) 理事会の議長は、理事長が行う。理事長に事故があるときは、副理事長のうち1名が議長となる。副理事長に事故があるときは、理事の互選により議長を選任する。

第31条（理事会の権限）

理事会は法及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を審議決定する。

- 1) 総会の議決事項の執行に関する事項。
- 2) 総会に提出すべき議案に関する事項。
- 3) 総会から委任された事項。
- 4) 本法人の業務執行に必要な規約及び規則の制定、変更、改廃。
- 5) 前4号に定めるもののほか、本法人の運営に関し理事長が必要と認めた事項。

第32条（理事会の決議）

理事会の決議は、別段の定めがある場合を除き、過半数の理事が出席し、出席した理事の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第33条（理事会決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事長は文書による臨時理事会を招集することができる。当該議案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

第34条（理事会の議事録）

- 1) 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2) 議事録には、開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、議長及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。

第35条（事務局及び職員）

- 1) 本法人の業務を処理するために事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 2) 事務局長は、理事会の決議に基づき理事長が委嘱する。事務局長は、社員であることを要しない。
- 3) 事務局長は、事務局を統轄し、本法人の業務を処理する。
- 4) 事務局長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5) 職員の任免は、理事会の決議に基づき理事長が行う。

第36条（帳簿・書類の備え置き）

帳簿・書類については法の規定に従って備え置くものとし、事務局は、次に掲げる帳簿及び書類を常備するものとする。

- 1) 定款

- 2) 社員名簿及び社員の移動に関する書類
- 3) 理事，監事，相談役，顧問及び職員の名簿
- 4) 許可，認可等及び登記に関する書類
- 5) 議事に関する書類
- 6) 貸借対照表，損益計算書，事業報告書，剰余金の処分又は損失の処理に関する議案，附属明細書，及び，監査報告書，その他収入・支出に関する帳簿及び証明書類
- 7) その他，必要な帳簿及び書類

第37条（名誉理事長，相談役，顧問）

- 1) 本法人には，名誉理事長，相談役，顧問を置くことができる。
- 2) 前項の役職の詳細については，理事会において規則で定める。

第38条（名誉会員，賛助会員，機関誌購読会員）

- 1) 本法人には，名誉会員，賛助会員及び機関誌購読会員の制度を設けることができる。
- 2) 前項の会員制度の詳細については，理事会において規則で定める。

第39条（部会，委員会及び支部会）

- 1) 本法人に，必要に応じて各種専門部会，委員会等を置くことができる。
- 2) 本法人には，各地区に支部会を設ける。
- 3) 各種専門部会，委員会及び支部会の設置，運営などに関する必要事項は，理事会が規則で定める。

第6章 計算等

第40条（事業年度）

本法人の事業年度は，毎年4月1日から翌年3月31日までとし，これを1期とする。

第7章 定款の変更

第41条（定款の変更）

定款の変更は，法の規定に従い社員総会の決議による。

第8章 解散・清算

第42条（解散事由）

本法人の解散は、法の定めるところによる。

第43条（残余財産の帰属）

本法人の解散後、残余財産が存在する場合には、社員総会の決議によりその帰属を次の各号に掲げる法人等に決定する。

- 1) 類似の事業を目的とする他の一般社団法人又は一般財団法人
- 2) 公益社団法人又は公益財団法人
- 3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人
- 4) 国若しくは地方公共団体

第9章 附則

第44条（最初の事業年度）

本法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。

第45条（最初の理事・監事）

- 1) 本法人の最初の理事は、次のとおりとする。

〒811-****	福岡県宗像市	理	事	石	井	喬	志
〒571-****	大阪府門真市	理	事	安	彦	博	之
〒064-****	北海道札幌市	理	事	岩	崎	勝	治
〒003-****	北海道札幌市	理	事	石	田	貫	治
〒739-****	広島県広島市	理	事	鶴	岡	芳	光
〒031-****	青森県八戸市	理	事	阿	部	秀	実
〒981-****	宮城県仙台市	理	事	梅	津	昭	亜
〒430-****	静岡県浜松市	理	事	山	本	明	永
〒486-****	愛知県春日井市						

〒601-****	京都府京都市	理事	古垣史朗
〒930-****	富山県富山市	理事	森方英紀
〒386-****	長野県上田市	理事	森田忠雄
〒320-****	栃木県宇都宮市	理事	塚田昭彦
〒702-****	岡山県岡山市	理事	関口隆
〒780-****	高知県高知市	理事	近藤正人
〒683-****	鳥取県米子市	理事	東征二
〒650-****	兵庫県神戸市	理事	福元儀智
〒903-****	沖縄県那覇市	理事	宮永好章
〒182-****	東京都調布市	理事	森山勝也
〒224-****	神奈川県横浜市	理事	小川行治
〒222-****	神奈川県横浜市	理事	瀬部保夫
〒191-****	東京都日野市	理事	新武晁
		理事	福山邦彦

2) 本法人の最初の監事は、次のとおりとする。

〒371-****	群馬県前橋市	監事	池上正
〒227-****	神奈川県横浜市	監事	松島温之

第46条 (法令への準拠)

この定款に規定のない事項は、総て法その他の法令によるものとする。

以上、有限責任中間法人日本補聴器販売店協会を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成14年 9月30日

〒811-****	福岡県宗像市	社員	石	井	喬	志	印
〒571-****	大阪府門真市	社員	安	彦	博	之	印
〒064-****	北海道札幌市	社員	岩	崎	勝	治	印
〒003-****	北海道札幌市	社員	石	田	貫	治	印
〒739-****	広島県広島市	社員	鶴	岡	芳	光	印
〒031-****	青森県八戸市	社員	阿	部	秀	実	印
〒981-****	宮城県仙台市	社員	梅	津	昭	亜	印
〒430-****	静岡県浜松市	社員	山	本	明	永	印
〒486-****	愛知県春日井市	社員	古	垣	史	朗	印
〒601-****	京都府京都市	社員	森	方	英	紀	印
〒930-****	富山県富山市	社員	森	田	忠	雄	印
〒386-****	長野県上田市	社員	塚	田	昭	彦	印
〒371-****	群馬県前橋市	社員	池	上		正	印
〒320-****	栃木県宇都宮市	社員	関	口		隆	印
〒227-****	神奈川県横浜市	社員	松	島	温	之	印
〒702-****	岡山県岡山市						

	社 員	近 藤 正 人	㊟
〒780-****	高知県高知市		
	社 員	東 征 二	㊟
〒683-****	鳥取県米子市		
	社 員	福 元 儀 智	㊟
〒650-****	兵庫県神戸市		
	社 員	宮 永 好 章	㊟
〒903-****	沖縄県那覇市		
	社 員	森 山 勝 也	㊟
〒182-****	東京都調布市		
	社 員	小 川 行 治	㊟
〒224-****	神奈川県横浜市		
	社 員	瀬 部 保 夫	㊟
〒222-****	神奈川県横浜市		
	社 員	新 武 晁	㊟

認 証：平成 14 年 9 月 30 日
誤字訂正：平成 15 年 5 月 28 日
改 定：平成 19 年 6 月 19 日
改 定：平成 21 年 6 月 18 日
改 定：平成 22 年 6 月 17 日

別表第 1（第 1 2 条関係）

会 費	月額 5 千円 （ 年額 6 万円 ）
-----	---------------------